

國土専建第40号  
平成26年11月28日

全国マスチック事業協同組合連合会会長  
鈴木 浩之 殿

国土交通省土地・建設産業局  
建設市場整備課長 屋敷 次郎



住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による  
一酸化炭素中毒事故の防止について

標記について、別添のとおり経済産業省から依頼がありました。  
貴団体におかれましては、会員企業等に対し、別添の趣旨を踏まえ的確な対応が図られるよう、周知方よろしくお願ひいたします。  
また、添付資料につきましては、必要に応じて下記のURLよりダウンロードしていただきますよう、お願ひいたします。

記

参考資料1

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2014/11/261119-2-1.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2014/11/261119-2-1.pdf)  
パンフレット  
[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/citygas/aikotobademinaoshitai/panel/pdf/toso\\_2014\\_pamph.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/aikotobademinaoshitai/panel/pdf/toso_2014_pamph.pdf)

外壁塗装工事・外壁清掃工事・  
増改築工事をされる工事会社さまへ



経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry

参考資料2

## 「ガス臭い」、「警報器が鳴った」などの異常を感じたら、すぐガス事業者へ連絡を!



外壁塗装工事に伴い、ガス機器の異常着火、ガス臭、排気力ガス臭等が発生した場合は、直ちにガス機器の使用を停止し、ガス事業者へ連絡を!

- お名前
- ご住所
- ご近所の目標
- その場の状況

ガスの事故がなくなるよう皆様のご理解とご協力をお願いします。

工事の際に、やむをえず給排気筒(煙突)・換気扇・給排気口・屋外式給湯器をビニール等で覆う場合、  
**入居者の方にガスの使用禁止をお願いしてください。**

わからぬじた  
はい

使わぬいで  
は  
ガス機器は  
塗装工事中につき  
た今



ガスの安全見直し隊  
<http://www.meti.go.jp/>  
検索 経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry

お問い合わせは

外壁塗装工事・  
外壁清掃工事・  
増改築工事をされる  
工事会社さまへの

**ガスの使用禁止をお願いしてください。**

外壁の塗装工事等で、給排気筒(煙突)・換気扇・給排気口。  
屋外式ガス給湯器等をビニールで覆うときは入居者の方に

A yellow triangular warning sign with a black exclamation mark symbol.



入居者の方にガスの使用禁止のお願い

管理人さまにもお打合せを

共同住宅の運営等で工具が長くなる場合は、管理人さまとの打合せの上、力入機器の使用制限等について掲示板および回覧板等でお知らせください。



作業終了後はビニール等の覆いを取り除いてください。

ビニールで覆ったままガス機器を使用すると大変危険です。

**危険** 不完全燃焼による一酸化炭素中毒の原因になります。

ガス機器の故障の  
原因になります。

ガス機器が燃焼できなくなり、未燃ガスが溜留してしまう、連続点火操作により着火するなど、方々機器が爆発・火災に至る場合があります。

